

気候変動に関する ICJ 勧告的意見

国際法学会エキスパート・コメント No. 2026-3

藤田大智（横浜国立大学講師）

脱稿日：2026年2月17日

I 諮問の背景

2025年7月23日、国際司法裁判所（ICJ）は、[国連総会の要請](#)に基づき、気候変動問題に関する国家の義務について[勧告的意見](#)を全裁判官一致で示しました。国連総会が諮問したのは、(a) 温室効果ガス的人為的排出から気候システムや環境の他の部分を確実に保護するため、国際法上、国家が負う義務の内容及び、(b) 国家が気候システムや環境の他の部分に重大な害を及ぼした場合、(a) の義務に基づく国家にとっての法的帰結です。

国際社会は、気候変動枠組条約体制¹の下、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前よりも1.5度高い水準に抑える目標の追求と併せて、今世紀半ばまでに温室効果ガスの総排出量ゼロを目指すことを決めています²。パリ協定では、すべての締約国が、「自国が決定する貢献（NDC）」として削減目標等の作成・提出・維持を求められ、国内措置を実施します（4条2項）。同協定には、目標達成に向けて世界全体の実施状況を5年ごとに検討するグローバルストックテイク（14条）がありますが、[初回（2023年）](#)では、現在の各国の政策では世界目標の達成に不十分であることが確認されました。パリ協定には、各NDCが世界目標に対する貢献として適切な負担の配分を示すものかを個別に検証する仕組みはありません。気候中立を目指す国際協力としてパリ協定は重要ですが、気候政策が各国政府の裁量に委ねられる以上、その内容を強制的に変更する機能を協定には期待できません。1.5度目標達成の道筋を見出せず、かつ気候変動の悪影響にさらされる人々の救済を十分に確保できない事態が増加する人類の気候危機において、政府や企業の取組を批判する、または勧告的意見を求める気候訴訟が世界的に増加しています。国連総会によるICJへの意見要請もその一環であり、司法を通じて国家や企業の姿勢・取組を変えようとしているのです。本勧告的意見のいくつかのポイントを見て、国際法が気候変動問題の解決にいかに関与し得るのか考えてみたいと思います。

II ICJ の意見

1 諮問内容 (a) への回答

¹ 気候変動枠組条約は1992年に採択され（1994年発効）、同体制下で、1997年に京都議定書が、2015年にはパリ協定が採択されました（それぞれ2005年、2016年発効）。

² COP26（2021年）のグラスゴー合意。Decision 1/CMA.3, Glasgow Climate Pact, para. 21, 13 November 2021, FCCC/PA/CMA/2021/10/Add.1.

裁判所は、諮問内容 (a) に回答する中で、気候変動枠組条約体制における義務、慣習国際法上の義務、他の環境条約上の義務、海洋法上の義務、国際人権法上の義務について、それぞれ議論を展開しました。本稿では、国際社会が気候危機に直面する中、リーダーシップを期待される米国が気候変動枠組条約体制や国連機関との関係において消極的姿勢を示す状況を踏まえ、各国家の役割の画定において重要な機能を果たし得る慣習国際法上の義務と国際人権法上の義務に注目します。

(1) 慣習国際法上の損害防止義務と協力義務

慣習国際法は、特定の条約の締約国であるか否かに関わらず、全ての国を拘束します。ICJ は、慣習法上の義務として、環境に関する過去の判断同様、「相当の注意」をもって行動して環境に対する重大な損害を防止する義務を指摘しました (272~300 項、457 項 B (a))。国家には気候変動の緩和策・適応策として国の管轄・管理下にある企業等の活動を規制する措置、危害の発生確率や深刻度を評価するための科学的情報の追求、リスク評価と環境影響評価等が求められます。その行動基準は、当該国家の状況を含めた様々な要素から導かれます。また、相当の注意義務の履行は、能力や資源が乏しい国でさえ、その能力と利用可能な資源に応じてあらゆる手段を講じることが求められると指摘していることも重要です。2024 年 5 月の国際海洋法裁判所による [勧告的意見](#) も、途上国が緩和策を講じる義務を免除されるわけではないと指摘しました。ICJ の判断もこのような潮流に沿うものです。

また、ICJ は、[従前](#)から共有資源に関する問題において環境保護のための国際協力の重要性を指摘していました。気候変動問題への取組は、国際協力が必要な最たるものです。それは人類共通の関心事項であり、協力は国家にとって選択の問題ではなく、差し迫った必要性がある法的義務なのです (308 項)。ICJ は、「協力義務は、…公平な配分に基づき、共通だが差異ある責任とそれぞれの能力に応じた原則に従った、集団的な気候政策を継続的に策定・維持・実施する努力を要求する国家の相互依存の承認に基づく」としています (306 項)。つまり、資金力や技術力がある国家は、相対的に高い水準の協力が求められるのです。

同様に重要なのが、慣習法上の義務と条約上の義務との関係についての議論です。ICJ は、現段階では、国家が気候変動諸条約を完全かつ誠実に遵守することは、上記損害防止や協力に関する義務を実質的に遵守していることを示唆するとしています (314 項)³。そして、三つの気候変動条約 (枠組条約・京都議定書・パリ協定) の締約国共同体と、締約国が行うのと同等の方法で協力する非締約国は、気候変動諸条約において国家が要求される行動に合致する実行を通じて、上記慣習法上の義務を履行していると考えられうるとしつつ、「非締約国がそのような協力を行わない場合、その政策及び実行が慣習上の義務に適合していることを立証する完全な責任を当該非締約国は負う」と重要な指摘をしました (315 項)。つまり、例えば、パリ協定の非締約国も、パリ協定の締約国が協定に基づき実施しているの

³ もっとも、「気候変動諸条約に基づく義務を各国が遵守するだけで慣習上の義務が遵守されたことを意味するものではない」と指摘していること (314 項) にも注意が必要です。

と同様の取組をすれば、慣習法上の損害防止義務や協力義務の遵守を肯定できる可能性があります。一方で、そうでない場合、これら義務の違反推定が働くということです。

(2) 人権法上の義務について

気候変動は、さまざまな人権に悪影響を与え、社会的に脆弱な人々は、より高いリスクにさらされます。国際人権条約や各国の憲法等が規定する人権を十分に享受できるか否かは、その人の生活環境に大きく依存し、ICJも、今回、環境保護を人権享受の前提に位置付けました(373項)。これまで様々な条約体・国際機関が気候変動の人権への悪影響について指摘してきました。ICJはそれらの議論を参照しつつ、気候変動に起因する海面上昇、干ばつ、砂漠化、自然災害などの事象を通じて個人の健康や生計に及ぼす影響が、生命権、健康権、食糧・水・住居へのアクセスを含む適切な生活水準への権利、プライバシー権、家族・住居の権利、そして女性、子ども、先住民族の権利を著しく損なう可能性に言及し、気候変動による人権への悪影響を指摘しました(377～386項)。その上で、「国際法の下で、清潔で健康かつ持続可能な環境に対する権利が、他の人権の享受にとって不可欠である」と論じています(393項)。もっとも、法廷意見は、この権利が慣習国際法上認められるものであるか否かについては明言していません。しかし、「清潔で健康かつ持続可能な環境が、生命権、健康権、水・食糧・住居へのアクセスを含む適切な生活水準への権利など、多くの人権を享受するための前提条件である」との指摘(同上項)からは、各人権条約または慣習法のいずれかの人権が清潔で健康かつ持続可能な環境に対する権利を包含しているという議論が可能だと考えられます。ただ、この権利が条約上または慣習法上肯定されたとしても、国家に対して具体的に何を求めることができるのかは、未だ明確ではありません。他方で、欧州人権裁判所は、2024年4月の[クリマセニオリン事件判決](#)においてスイスの気候政策に関して気候変動の悪影響から保護される権利の保護義務違反を認定しています。今後も各国また地域的裁判所において、同人権に対応する国家の義務内容を議論する例が積み重なっていくと考えられます。

また、気候変動問題への対処に関する国家の義務内容が、環境法や人権法といった法分野間の相互作用の中で示されることの認識も重要です。ICJは、人権に関する議論において、「国際人権法、気候変動諸条約その他の関連環境条約、そして関連する慣習国際法上の義務が相互に指針を与え合っている。したがって、国家は気候変動諸条約その他の関連環境条約及び慣習国際法に基づく義務を履行する際、国際人権法に基づく義務を考慮に入れなければならないのと同様に、人権義務を履行する際、気候変動諸条約その他の関連環境条約及び慣習国際法に基づく義務を考慮に入れなければならない」と指摘しました(404項)。このように、気候変動問題に取り組む国家の役割を画定する際、各法分野が示す規範内容を有機的に一体のものとして捉える必要があります。

2 諮問内容 (b) への回答

裁判所は、諮問内容 (b) への回答として、(a) に対する回答で特定された義務の違反による法的帰結について議論しました。その中でまず重要なのが、パリ協定をはじめとする気候変動枠組条約体制の諸条約によっても、国家責任に関する一般規則の適用は排除されないと指摘したことです (420 項)。気候変動では、問題発生の予防が重要ですが、国家責任が肯定されうる状況が以前よりも現実味を増しています。

(1) 国際責任の原因となりうる行為

ICJ は、化石燃料の産出・消費、化石燃料採掘のライセンスや化石燃料補助金を提供することが、国家に帰属する国際違法行為を構成する可能性を指摘しています (427 項)。また、私企業の温室効果ガス排出行為であっても、その活動を規制する国家の相当の注意義務の懈怠も国家責任を発生させる行為となり得ます (428 項)。Bhandari と Cleveland の両判事は[共同の宣言](#)において議論を進め、「パリ協定 2 条及び 4 条に基づく義務や慣習国際法上の厳格な相当の注意義務の履行として、各国は、環境リスクの評価において、特に、生産、認可、補助金の付与が生じさせると予測可能な大気中の温室効果ガス濃度の増加を考慮に入れなければならない」と指摘しています (15 項)。さらに、グローバルストックテイクに関する COP28 決定における化石燃料からの移行等の言及を受けて、化石燃料依存の継続を強固なものとするのは、その後の NDC との関係で考慮に入れられなければならない、「事後の合意」によって修正されたパリ協定上の義務に反するとも指摘しています (20 項)。パリ協定自体は、化石燃料からの脱却を規定しておらず、その点で COP28 決定が脱化石燃料に言及したのは画期的でした。我々は、化石燃料と国家責任を結び付ける上記議論を一種の警告と受け止め、化石燃料から脱却する姿勢を具体的に示し、実現していかなければなりません。

(2) 国際社会全体の利益としての気候システムの保護と対世的義務

ICJ は、国家責任の議論の一環として、国際違法行為の責任を追及できる国の範囲に関して「対世的義務」概念に言及しました (439～443 項)。ある義務が対世的義務とされると、当該義務の違反は集团的利益を損なうものとして、直接の被害国以外の国も違反国の責任を追及できる可能性が出てきます。ICJ は、人為的な温室効果ガス排出から気候システムや環境の他の部分を保護する慣習国際法上の越境損害防止義務を、対世的義務としました。また、気候変動諸条約の諸義務を、条約当事国という特定集団の利益に関わる当事国間対世的義務と位置づけました。対世的義務の性質や機能に関しては未だ多くの議論が必要ですが、少なくとも、同義務に関する ICJ の上記指摘は、各国の気候保護政策について、全ての国が法的利害関係をもち、義務違反国の責任を追及する訴訟提起の可能性を高める議論と言えます。

(3) 義務違反による国家責任の結果

ICJは、国家責任の結果を正確に特定するには、具体的な違反行為や損害に基づく議論が必要であるとしつつ、責任の内容について一般的な考え方を示しました(444~455項)。まず、国家の義務違反は、問題となる義務の履行義務を消滅させないと指摘しています。国家が、例えば、森林等の温室効果ガス吸収源の吸収能力を維持・向上させる義務に違反しても、その義務の履行義務は継続するのです。また、管轄権をもつ裁判所が、国に対してパリ協定に合致したNDCの採用による義務の履行を命じうるとした指摘も重要です。違法行為の中止として、国家は、問題となる行政・立法等の措置の撤回に加え、温室効果ガス排出削減措置の実施を求められる可能性もあります。さらに、事後救済として、陳謝や違法宣言等による救済に加え、損傷・破壊されたインフラの再建や生態系・生物多様性の回復という原状回復義務も指摘しています。原状回復が不可能な場合には、金銭賠償義務が生じます。パリ協定自体が各国の政策内容を強制的に変更する機能を持たなくても、このように、国家責任法を含めた既存の法や制度を通じて、各国が果たすべき役割や責任が特定されるのです。

III おわりに

気候変動対策に否定的なトランプ米大統領は、第二期の就任日である2025年1月20日にパリ協定再離脱の大統領令に署名し、同年1月27日に国連に離脱を通知、そして1年後の2026年1月27日にパリ協定から離脱しました。また、米国は、COP30に代表団を派遣しませんでした。さらには、2026年1月7日、同大統領は、気候変動枠組条約やIPCC等への参加またはそれらへの資金拠出を停止等するよう各行政機関に指示しました。米国の一連の行動は、気候変動対策が依然として各国政府の裁量に左右される現実を示します。しかし、上記ICJの意見に照らせば、その行動がもはや「政策選択の自由」として無制約には許容されないことも明白です。米国に限らず、気候変動対策に消極的な国の政策は、「国際法違反」と批判される可能性が確実に高まっています。国際法は気候変動問題を直ちに解決へと導きませんが、我々の未来を守るための有用な武器としての言語を提供してくれます。この度の勧告的意見は、今後の国際交渉や各国・各地域の気候訴訟において言及され、大きな刺激になると思います。国際法の規範内容を知り、これに基づき国家の行為を評価・批判することは、政治家や国際法学者、法曹に限られた役割ではありません。

ICJは、この度の意見理由の最終項において、「国連総会により提示された問題は、単なる法的問題を超越している。…解決策の効果が持続し、満足のいくものになるためには、我々及びまだ生まれざる者の未来を守るために、私たちの習慣、便利なもの、そして生活様式を変革する…人間の意志と知恵が必要とされる」と指摘しました(456項)。その表現には、気候変動問題の解決に向けて国際法やICJが果たし得る役割の限界に対する認識が示されると同時に、必要な変革が成し遂げられることへの期待が込められています。筆者は、我々一人一人にその「変革」がかかっていることの認識も重要だと考えます。